

第1回 第三者委員会 議事録

1. 日時:平成20年7月11日(金)11:00~12:00
2. 場所:財団法人家電製品協会 3階 第1会議室
3. 委員の現在数:3名
4. 出席者と人数:
細田委員長、石川委員、辰巳委員 以上3名出席
その他環境省担当官(2名)、経済産業省担当官(4名)、(財)家電製品協会 事務局(5名)が出席
5. 議題:① 委員長選任
② 環境省、経済産業省からの意見聴取
6. 配布資料:① 委員名簿
② 第三者委員会運営規程
7. 議事の内容
 - (1) 議題①について
委員による互選の結果、委員長には細田委員が選出された。
 - (2) 議題②について
 - i) 環境省からの意見聴取
 - 1) この仕組みについては、2つのコンセプトを持つようお願いする。
 - イ) 柔軟に・・・自治体が地域の実情を反映できるように
 - ロ) 協力的に・・・ハードルが高くなりすぎないように
 - 2) 内定要件が細かすぎると感じており、具体的には下記の5つ
 - イ) 第三者委員会は基本方針等の決定については、自治体の実情を把握して作成して欲しい。
 - ロ) 不法投棄未然防止事業の実施期間から引越しの時期の3月が入っていない。
又、引渡事業の実施期間については、不法投棄の発生しやすい時期がボーナス時期、クリスマス時期、引越し時期と想定されるので、連続した3か月に限らず、柔軟に対応をして欲しい。
 - ハ) 不法投棄の量を半減する要件は、自治体の意欲がそがれる可能性があり、ハードルが高すぎるので柔軟にして欲しい。2011年テレビのアナログ停波に向けて不法投棄が増加する懸念もある。
 - ニ) 緊急性、必要性の要件については、不明確であり、あえて付け加える必要がないのではないか。
 - ホ) 粗大ごみの排出においてステーション方式は認めないとあるが、ごみの回収方式については、自治体それぞれの実情に合わせているため、やや書き込みすぎではないか。

<主な質疑・意見> (◇は委員からの質問・意見、◆は環境省からの回答、○は事務局の発言)

- ◇ 資金を拠出するのはメーカーであり、株主代表訴訟にならないためにも無防備な仕組みづくりができないことについては理解が必要ではないか。
- ◇ 不法投棄の量を半減する要件について、自治体の意欲がそがれると思われるのはなぜか。
- ◆ 不法投棄発生量を1/2にしなければならないような、自治体のコントロールを超えたところをコミットさせられることがそうした意識をもつこととなる。間口を広めに自治体の創意工夫が活かせ、提案できるようにして欲しい。
- 上記1)については、事前準備の段階では、自治体に自由に書いていただき、これを第三者委員会が採点し、点数の高いものから採択するという案を両省に提示したところ、両省からイ)基準を定めること、ロ)基準を満たしたものは採択すること、を求められた。現在の案はこれを受け入れたもの。旧案に戻せば、その可能性が増すと思う。
- ◇ 最後の評価において、定性的では曖昧になるため、ある程度定量的なものがいるのではないか。
- ◆ 自治体がメーカーに評価されるという構図になると自治体は反対する。1/2とするのではなく、例えば、不法投棄の実態を踏まえて、幅を持たせた基準を設定し、柔軟性を増すといったことを考えていただきたい。
- ◇ メーカーが資金面を含め協力することは当然であり、この様な要件を付ける事はおかしいと自治体と思うのは間違いである。一方メーカー側もディフェンシブにならず、お互いの利益が得られるようなスキームとしたい。
- ◆ 環境省も不法投棄の実態についてはデータを持っているので、協力できるところがある。要件に幅を持たせることを望む。
- ◇ 最後に評価すること自体は問題ないか。
- ◆ 自治体は何らかの目標を設定して、第三者委員会に評価されることは当然であるし、書類準備も当然である。しかし、その際に、1/2のような厳しい条件を一方向的に課されるようになることについて、自治体は反対している。

ii) 経済産業省からの意見聴取

- 1) 不法投棄未然防止については、この仕組みが有効に活用されるかが審議会の報告書のパッケージとして重要なことであり、使いづらく形だけという批判がないようにして欲しい。メーカーからの拠出金が有効に活用され、自治体からも評価される事が重要と考えている。
- 2) 不法投棄未然防止の要件に対する個別の意見は下記の4つ
 - イ) 不法投棄未然防止について、現在計画されている対象期間が4月から1月の10か月となっているが、離島対策事業協力対象期間と同様に2月から1月までの12か月とした方が自治体の使いやすさに繋がるのではないか。
 - ロ) 不法投棄物の量を1/2に削減する目標はハードルが高すぎるのではないか。何らかの数値目標を設定することは必要と考えるが、もう少し穏やかな目標設定で

も良いのではないか。

ハ) 内定条件の「緊急性、必要性」については自治体が応募申請しやすいように、例示を示す等もう少し具体性を出した記述をお願いしたい。

二) ステーション方式を採用している自治体は対象外とされているが、ステーション方式を採用せざるを得ない自治体がかかなりあると推測されるので、ステーション方式を採用していても、監視カメラを設置するなど不法投棄の懸念を低める方策を講じている自治体については対象としても良いのではないか。

3) 離島対策の現在の協カスキームについては、離島支援センターに概略説明したところ、同センターとしてこれについて異存はないとのことであったが、離島側の応募申請の準備があるため、様式と例示等を出来るだけ早目に提示して欲しいとの話があった。

4) また、応募に関する広報については、離島支援センターに対して当方から各離島自治体への広報協力をお願いしたところ、先方も前向きだったので、離島支援センターと協会が連携して行って欲しい。

<主な質疑・意見>(◇は委員からの質問・意見、◆は経済産業省からの回答、○は事務局の発言)

◇ ハードルが高すぎるとの意見ですが、ハードルの高さはいくぐらいが適当と考えるか。

◆ 例えば、「前年より減ること」とか年1割などとするのはどうか。

○ 環境省の統計によれば、不法投棄量は、毎年ほぼ10%ずつ減少している。従って、現状でも3年間で30%減少されることとなり、それ程高いハードルとは言えないのではないか。

◆ (年1割ではハードルと言えないというのであれば)年2割、2割5分なども考えられるが、長期的な不法投棄未然防止対策を提出してくる自治体もあり得るので、例えば3年連続して事業を実施する場合で、3年間で半減ならあり得ると思う。

◇ 緊急性・必要性について例示が欲しいということは、これが理解しづらいということなのか。

◆ ある程度例示がないと、自治体にとってはどこまでやれば良いのかわかりにくいと考える。

◇ 緊急性・必要性の例示例として、①大量に不法投棄され、大きな危害が起こり得る、または、危険性がある②不法投棄を誘発する恐れがある(現在は少量であっても、今後、大量の不法投棄につながる恐れがある)③子供に危害を与える危険がある等は考えられると思うが、上手く表現することは必要。

◆ 逆に具体例を細かく記述すると、記述されているもの以外は認められないとも受け取られる可能性があるので表現方法には工夫が必要。

以上